# smiths

# 人権 ポリシー

スミスグループのポリシー 倫理条項 11.4条 必須ポリシー

### ポリシー

Smiths Group plc (スミス) は、人権侵害を恐ろしい犯罪と見なしています。労働者を搾取したり、法的に与えられている権利や利益を否定したりする行為は、スミスの価値観や方針と完全に矛盾しており、全く容認されません。当社は国際的に認められたすべての人権をスミスの事業全般に渡って尊重しています。当社は人権に関して負っている重要な責任を認識し、誰もが普遍的な人権を享受できる世界となるべきビジョンを支持します。

スミスの人権ポリシーは、世界人権宣言、国際労働機関の労働における基本的原則と権利に関する宣言、および国連のビジネスと人権に関する指導原則に含まれる国際人権原則によって導かれています。当社は事業を行う各市場の国内法および規制を順守します。スミスが国際的に認められた人権と国内法との間の対立に直面する場合、当社は国際人権の原則を尊重する方法を模索するプロセスに従います。

スミスは、最高の倫理基準に従って運営することに尽力します。これには、当社の事業、サプライヤー、請負業者、下請け業者、およびリクルートエージェントやその他の労働者プロバイダー(一時的またはその他)(総称して「リクルートエージェント」)を含む、サプライチェーン内のすべての人が人権へのコミットメントを共有し、人権侵害に関連する慣行から免れることが含まれます。本ポリシーは、スミスのために、またはスミスに代わって働くすべてのスタッフに適用され、世界中のスミスの子会社および関連会社の従業員、およびスミスが支配権を有する合弁事業、代理店労働者、出向労働者、ボランティア、インターン、請負業者、および第三者の代表者が含まれます(このポリシーではスタッフと呼ばれます)。

スミスにとって、サプライチェーン全体の労働者の安全と健康は重要です。当社のサプライヤーコードは、当社の広範囲のサプライチェーンにおける労働者の労働権利を含む人権尊重に関する当社の期待値を定めています。下請け業者を含むすべてのサプライヤーとその施設には、これらの基準が順守が求められます。スミスが全体的な管理を有していない合弁事業においては、その事業のリーダーとマネージャーに、同様または類似の基準を採用することを強く推奨します。合弁事業で人権問題が発生した場合は、ビジネスリーダーと積極的に協力して対処し、是正します。

ポリシーに対して実際の違反、または潜在的な違反があった場合、スミスのスタッフはそれがスミスによるものか第三者によるものかを問わず、報告する必要があります。ラインマネージャー、人事、または Smiths Speak Out ホットラインを通じてレポートを作成してください (Speakout@smiths.com)。Smiths Speak Out ホットラインは、サプライヤーコードに記載されているように、サプライヤー、ディストリビューターエージェント、およびその他すべてのビジネスパートナー(スミスのスタッフメンバーであるかどうかに関係なく)を含むすべてのスミスビジネスパートナーが利用できます。スミスはまた、スタッフがいかなる種類の偏見や報復も受けずに苦情を提出できるように、効果的な苦情処理手順を運用しています。このポリシーには、スミスグループイントラネットの[グループポリシー]ページと[倫理とコンプライアンス]ページからアクセスできます。

当社は自社の事業の性質上、以下をはじめとする労働条件関連の人権に注力しています。ただ しスミスは、時間の経過とともに他の人権がより優先される可能性があることを認識しており、 継続的な人権デューデリジェンスを通じて定期的に重点分野を見直しています。

この方針には、スタッフの人権を保護するために以下の慣行が含まれています。

- 1. 強制/非自発的労働の排除
- 2. 児童労働の撤廃
- 3. 職場での人道的な扱い
- 4. 職場での平等、また偏見の排除
- 5. 生活賃金を得る権利
- 6. 合理的な労働時間と休暇の権利
- 7. 組合結成の自由
- 8. 安全で健康的な職場
- 9. 安全で健康的な宿泊施設(宿泊施設が従業員に提供されている場合)

### 1. 強制労働または非自発的労働の排除

スタッフはいかなる形態の強制的/義務的な労働、または拘束された/非自発的な刑務所的 労働の対象とならないものとします。スタッフは雇用契約で指定された事前通知に従い、 または雇用契約で指定されていない場合は合理的な範囲で、ペナルティなしでいつでも雇 用を終了する自由を有するものとします。いかなる状況においても、スミスでの労働を強 制するためにあらゆる種類の賃金控除が適用されることはありません。スミスのスタッフ がは懲戒処分として労働を強いられることはなく、スタッフが移民労働者である場合は、 いかなる状況においてもスミスでの雇用または維持を強制するために当局に訴えると脅迫 されることはありません。

- 1. a. 雇用契約: スタッフには、賃金、法的に許容される控除、労働時間、休暇、およびその他の労働条件を含む、明確で偽りのない書面による雇用条件が与えられるものとします。主要な雇用条件は常に、スミスでの勤務を開始する前に合意されなければなりません。契約は常にスタッフメンバーが理解できる言語で締結し、契約終了条項が含まれている必要があります。
- 1. b. 採用手数料および預り金: いかなる状況においても、スタッフは、直接的または間接的を問わず、スミスでの雇用に関連する手数料、またはその他の費用を請求されることはなく、採用手数料はすべてスミスが支払うものとします。またスタッフは、スミスまたはスミスのリクルートエージェントに対し、預り金または担保の支払いをする必要はありません。スミスは、リクルートエージェントとの契約に適切な制限事項を付加し(そのレビューまたは更新時に)、またこの規定への違反を防ぐために、必要に応じて他の措置を講じるものとします。
- 1. c. ローンと前払い: スミスは、限られた状況においてスミス自身の裁量で従業員にローンを組むことがあります(例:定期乗車券など)。いかなる状況においても、スタッフは、スミスまたはスミスに労働力を提供するエージェントに負っている債務を返済するために労働を強制されることはありません
- 1. d. 個人文書の保管: スミスは、スタッフのパスポートやその他の個人識別情報、渡航文書の没収または接収を固く禁じています。いかなる状況においても、個人識別文書を保持していることを理由に、スタッフメンバーがスミスのために直接的または間接的に労働を継続することを強制されることはありません。スミスまたはスミスの下請け業者は、スタッフからの要請に応じてのみ(例:安全に保管する目的など)、スタッフメンバーの身分証明書を保管すること、または管理目的でコピーすることを容認されています。ただしこれらのドキュメントは、スタッフからの要請に応じて即座にスタッフに返納されます。
- 1. e. 移動の自由: スタッフの移動は、不当に制限されてはなりません。スタッフはスミスまたはその下請け業者によって提供された作業スペース、または宿泊施設に物理的に拘束されたり強制入居を求められることはなく、また、スタッフの移動の自由を制限するために強制的な手段を使用してはなりません。なお、安全上の理由(例:従業員が戦争地帯で働いている状況)で適用される移動の制限はこのポリシーに違反しません。
- 2. **児童労働の撤廃**:スミスは16歳未満の児童を雇用せず、スミスの関連業務には16歳未満のスタッフを使用しないよう下請け業者に要求しています。スミスの事業、またはスタッフが雇用される国の法律が16歳以上の年齢制限を設定している場合は、その制限が適用されます。スミスはスタッフメンバーの年齢条件を満たすために、スタッフがスミスでの勤務を開始する前に合理的な措置を講じます。18歳未満のスタッフが雇用されている場合は、精神的、肉体的、社会的または道徳的に危険または有害な仕事をさせたり、通学の機会を剥奪して学校教育を妨害することはできません。

- 3. 職場での人道的扱い: スミスおよびスミスの代理となるリクルートエージェント(スタッフがリクルートエージェントに雇用されている場合)は、すべての従業員およびスタッフを尊厳と敬意を持って扱うものとし、スミスの職場ではいかなる形態の過酷または非人道的な扱いを排除します。スミスおよびそのリクルートエージェントは(スタッフがリクルートエージェントに雇用されている場合)、体罰、精神的または肉体的強制、ハラスメント、脅迫、またはスタッフの言葉による虐待を含む、非人道的な懲戒処分を行わず、また強制労働につながるような制裁を適用してはなりません。スタッフまたはその家族または近親者に対する身体的暴力、ハラスメント、脅しの使用または脅迫は固く禁じられており、またスミスは、法律に準拠する場合や正当なビジネス上の理由から適切な方法で実行する場合を除き、懲戒手続きを行わないものとします。
- 4. 職場での平等/偏見の排除: スタッフは、国籍や法的地位に基づく差別や偏見なしに、公平かつ平等に扱われます(これは、採用プロセスに関与するすべての人に適用されます)。スミスは、採用、報酬、トレーニングへのアクセス、昇進、解雇、または退職において、性別(性別の再割り当てを含む)、婚姻状況、家族の状況、宗教的信念、障害、年齢、人種的理由(人種、肌の色、国籍、民族的出身。ジプシーコミュニティを含む)、遺伝情報、退役軍人の地位、妊娠の有無、性的指向、扶養家族、病気、教育、社会的階級、労働組合への参加および/または政治的見解、または適用法によって保護されているその他の特性に基づいて、リクルートエージェントが差別的または偏った慣行に関与することを防ぐために合理的に必要な措置を講じ、それらを支援しません。差別を受けやすい労働者の権利には特に注意が払われており、自国民が移民労働者よりも優遇されることはありません(報酬、給付金、宿泊施設に関するものを含む)。
- 5. **生活賃金の権利**: すべてのスタッフは少なくとも適用法で要求される最低賃金を支払われ、 法的に義務付けられた手当を受け取るものとします。賃金は、控除(法律で義務付けられ ている控除、例えば所得税の控除、または当事者の事前の合意に基づいて行われた通常の、 または不合理ではない控除を除く)なしで銀行口座に直接支払われ、賃金はスタッフ本人 の雇用条件に従って定期的に支払われるものとします。スミス、およびスミスに労働力を 提供するいかなるエージェントも、スタッフの収入や銀行口座の管理を求めることはなく、 いかなる状況においても懲戒処分として賃金が控除されることはありません。
- 6. **合理的な労働時間と休暇の権利**: スミスは、労働時間および休日に関する適用法を遵守するものとします。スミスは、適用法で義務付けられている場合、または許可されている場合を除き、当社の標準労働時間は週48時間を超えず、残業時間は週12時間を超えないことを求め、同様に、適用法またはスミスの方針によって義務付けられている休暇期間を遵守します。

7. **組合結成の自由**: スミスは結社の自由に対するスタッフの権利を尊重し、労働者が自由に結社し、労働組合またはその他の労働組織を結成する権利、または雇用条件および労働条件に関してスミスに集合的に請願する権利を規定する適用法を遵守するものとします。スミスは、労働組合や労働組織への加入、その他の法的に保護された活動への参加など、結社の自由に対する権利を行使しようとするスタッフに対して懲戒または報復を行わず、スタッフが結成または参加しようとする労働組合または労働組織を、直接的または間接的に管理することをしません。スミスは、適用法、またはそのような組合または労働組織との共同交渉による労使協定によって参加が義務付けられている場合を除き、スタッフが特定の労働組合または労働組織に参加することを要求しないものとします。

7. a. 団体交渉: スミスは、雇用条件およびその他の労働条件に関して、認可を受け法的に認められた労働組合、労働組織、またはスタッフの代表者と誠実な交渉を行い、リクルートエージェトが同様に誠実な交渉を行うことを保証するために合理的に必要な措置を講じます。スミスは団体交渉または団体労働行為に関連して、スタッフが法的に認められた活動に従事しないように脅迫または強制することを目的とした不当労働行為やその他の行為に関与せず、またはそれを支援しません。

- 8. **安全で健康的な職場**: スミスは安全で健康的な職場環境をスタッフに提供し、すべてのスタッフと協力して職場固有の危険因子を合理的に実行可能な範囲で最小限に抑え、スタッフの健康と福祉に対する潜在的な事故や怪我を防ぐための効果的な措置を講じます。すべてのスタッフは: (i) スミスでの雇用の過程で、一般的な安全および職務固有の健康と安全に関する指導を受けます。 (ii) 清潔な衛生設備と飲料水を利用できます。
- 9. **安全で健全な宿泊施設**: 雇用主またはリクルーターが運営する住居への強制的な居住は、 雇用の条件とはなりません。スタッフに提供されるすべての宿泊施設は安全であり、合理 的に配慮された基準を満たさなければなりません。これには、居住者数に対して合理的な プライバシーが提供され、合理的に安全で衛生的であることへの保証が含まれます。その ような宿泊施設は、健康、安全および計画に関する法律、その他の関連法、およびスミス のポリシーを満たさなければなりません。

スミスは、人事および倫理/コンプライアンスの指導者の支援の下、2018 年に初の人権ポリシーを策定し、その後 2022 年に改訂しました。スミスのポリシーと慣行は、新たに提起された問題、および私たちの決定事項が人権に与える影響についての認識と精通度の高まりを考慮して更新されており、ポリシーが存続し、人々の関心を集め、定期的に伝えられるようリフレッシュされています。

#### その他の関連ポリシー

スミスのビジネス倫理規定 スミスサプライヤー規定

スミスの公正な雇用ポリシー リクルートポリシー リクルートエージェントのポリシー